

公 告

尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業区域の保留地を公開抽せんにより処分するので小牧市土地区画整理事業施行規則（昭和５６年小牧市規則第３８号）第２条の規定により、下記のとおり公告する。

令和７年８月１日

尾 張 都 市 計 画 事 業
小牧文津土地区画整理事業
施行者 小牧市
代表者 小牧市長 山 下 史 守 朗

記

抽せんに付する保留地の所在、地積及び処分価格

保留地の所在	地積	処分価格
２４街区１－１画地	１５７．２２㎡	１５，１５６，００８円
２４街区１－２画地	１５７．２１㎡	１４，４３１，８７８円
２４街区１－３画地	１５７．２１㎡	１４，４３１，８７８円
２４街区１－４画地	１５７．２２㎡	１６，１９３，６６０円
４３街区１５画地	１７４．５４㎡	１４，７６６，０８４円
５５街区１画地	１８０．２０㎡	１２，８１２，２２０円

申 込 み 受 付 日 令和７年８月１２日（火）から
 令和７年８月２６日（火）まで

受 付 時 間 平日 午前８時３０分から午後５時１５分まで
 （日曜日は午前１０時から午後３時まで受付しますが、
 事前予約が必要となります。）

受 付 場 所 小 牧 市 堀 の 内 三 丁 目 1 番 地
小牧市役所 東庁舎 2階 区画整理課

抽 せ ん の 日 時 令和7年8月27日（水）
午前10時30分より

抽 せ ん 場 所 小 牧 市 堀 の 内 三 丁 目 1 番 地
小牧市役所 東庁舎 2階 会議室2-2

抽せん参加者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽せんに参加することができない。

- （1）未成年者、成年被後見人及び被保佐人
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員

抽 せ ん の 方 法

- 1. 施行者の指定する方法により行う。
- 2. 抽せんにより当せん者及び補欠者3名を決定するものとする。